北海道

保育補助者雇上費

貸付の手引き

令和３年４月

社会福祉法人　北海道社会福祉協議会

目　次

1　制度概要 ･･････････････････････････････････････ 1

2　申込みについて ･･････････････････････････････････ 3

3　貸付決定･交付について ･･････････････････････････ 5

4　貸付後の手続き、留意事項 ･･････････････････････ 5

5　手続き一覧 ･･････････････････････････････････････ 7

6　各種様式 ･･････････････････････････････････････ 9

１　制度概要

⑴趣旨

保育士資格の取得を目指す、北海道内（札幌市を除く）の施設又は事業所（以下、「保育所等」という。）に勤務する保育士の補助を行う方（以下、「保育補助者」という。）を、原則、新たに雇用する保育所等に、雇い上げに必要な費用を貸付けて保育士資格取得を支援することにより、保育士確保とともに、保育士の業務負担軽減による就業継続に資することを目的とします。

⑵貸付内容

貸付額	年額　2,953,000 円以内 ＊ただし、４月１日時点で常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が２割以上の保育所等で、貸付により２人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額 2,215,000 円以内を加算し、貸付額を 5,168,000 円以内とすることができる。
貸付期間	保育補助者が保育補助者雇上費の貸付けを受けた保育所等に勤務する期間。（ただし、業務を開始した日から起算して３年間を限度とする。）
利子	無利子
交付	分割交付：原則年２回

⑶返還免除

①保育補助者雇上費の貸付けを受けた保育所等において保育補助者が（週２０時間以上）保育の補助等に従事し、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得すること、又は貸付終了後１年の間に保育士資格を取得することが見込まれること。

②保育補助者が保育の補助等の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

⑷返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

①保育補助者が貸付を受けた保育所等において保育の補助等の業務に従事しているとき（３年を限度とする）。

②貸付対象者又は保育補助者が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき（原則１年とする）。

⑸返還

貸付契約が解除されたとき、貸付中に保育補助者が業務に従事しなくなったき、及び保育士資格が取得できなかったときは、貸付金は返還となります。

返還期間	貸付期間の２倍に相当する期間（６年以内）
返還方法	月賦又は半年賦の均等払い（一括払い、繰上償還も可）
延滞利子	返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年３％の延滞利子を徴収

保育補助者が１年以上保育の補助等の業務に従事したときは、申請により返還額の一部を免除することができます。

⑹申込み及び貸付決定

北海道社会福祉協議会（以下、「道社協」という。）にお申込みください。

道社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

＜申込から返還免除までの流れ＞

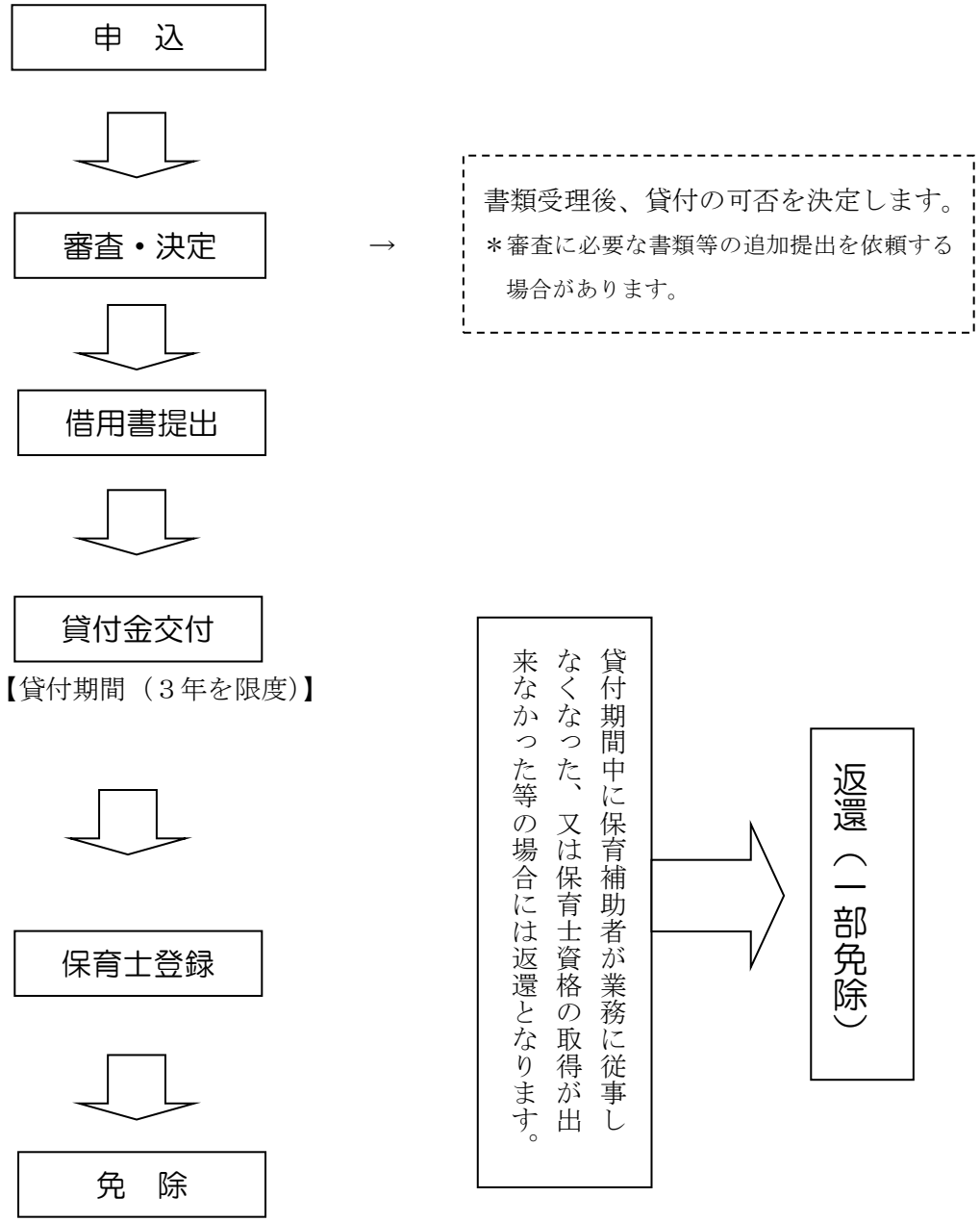

２　申込みについて

⑴申込者の要件

１）貸付対象

次のいずれかに該当する道内（札幌市を除く）の施設又は事業者

①　４月１日以降に、新たに保育補助者の雇上げを行う（行っている）以下の施設又は事業者

ア）児童福祉法第７条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（市町村が運営するものを除く）

イ）児童福祉法第６条に規定する小規模保育事業を行う者

ウ）児童福祉法第６条に規定する事業所内保育事業を行う者

エ）子ども・子育て支援法第５９条に規定する企業主導型保育事業を行う者

②　特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記①のア）～エ）の施設又は事業者であって、道が適当と認める者

なお、給付費や補助金等の算出の対象となるものを除く

（注）貸付に当たっては、イ）及びウ）の貸付対象については、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２９条に規定する地域型保育給付費又は同法第３０条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、エ）の貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除きます。

２）申請要件

次の条件を全て満たすことが必要です

①当該保育補助者が指定期間内に保育士資格を取得する意思を有すること

（誓約書等〔任意様式〕の提出が必要）

②当該保育補助者が子育て支援員研修(地域保育コース〔地域型保育〕)又は家庭的保育者等研修を受講していること、又は勤務開始後に受講すること（原則、１年以内）

（修了証の写、又は研修計画書〔任意様式〕の提出が必要）

③保育補助者の配置により、計画的に保育士の勤務環境の改善を行うこと

（勤務環境改善計画書〔任意様式〕の提出が必要）

⑵連帯保証人

次の要件をすべて満たしている方　１名

①道内に居住する成人で、返済能力（一定の収入、資産等）があること

（収入等を確認できる書類の添付が必要です）

②貸付終了予定日現在で 65 歳未満であること

③札幌市及び他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと

(3)申込方法

①令和３年４月１日以降、新たに保育補助者を雇用する（雇用している）保育所等が申込みできます。
(同じ保育所等に、１年以上離職して再雇用される者を含みます)

②申請ができる貸付金額は、保育補助者の人件費等になります。
（給与、諸手当のほか、福利厚生費や社会保険料の事業主負担分などを含みます）

③貸付申請額の根拠として、保育補助者の人件費等がわかる内訳書(基本給、各種手当等の根拠となる資料)の添付が必要です。

④貸付期間は最長３年間ですが、保育補助者が雇用された日から３年を迎えるまで、又は保育補助者が保育士資格を取得（保育士登録）するまでの期間のどちらか短い方となります。

⑤貸付申請書を記入の上、必要書類を添付して道社協へ提出してください。
書類提出期限は、募集案内（道社協ホームページ）で確認してください。

提出期限までに連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理できませんのでご留意ください。

(4)貸付申込書類記入上の注意

①文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。

②申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。

③貸付申請書の「連帯保証人」欄は、連帯保証人が署名捺印してください。

(5)登記簿謄本、住民票について

①借受希望者及び連帯保証人の住民票を提出してください。
住民票は、発行後３か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票で、世帯主の氏名、本籍、筆頭者、変更事項の省略のないものを提出してください。
なお、マイナンバーの記載のない住民票に限ります。（マイナンバーの記載のある住民票は受付けできません）

②借受希望者が法人の場合は、法人の登記簿謄本を提出してください。

３　貸付決定･資金交付について

⑴借用証書提出

①貸付決定後の初回送金は、借用証書の提出後となります。

②借用証書の押印は印鑑登録印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

「連帯保証人」欄は、連帯保証人が署名捺印の上、印鑑証明書を添付してください。

③借用証書には貸付決定額に応じた収入印紙を貼り、割印を押してください。

貸付決定額（合計金額）	印紙税額
100 万円を超え　500 万円以下	2,000 円
500 万円を超え　1 千万円以下	10,000 円
1 千万円を超え　5 千万円以下	20,000 円

⑵資金交付

①初回送金額は令和３年度分（保育補助者の雇上げ月から令和４年３月分まで）を交付します。翌年度以降の貸付金は、年２回（３月、９月）６か月分を分割交付します。

②保育補助者の就業状況を確認の上、貸付金を送金します。

４　貸付後の手続き、留意事項

⑴貸付の解除

次の場合、貸付契約を解除します。

①資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

②貸付対象者が、貸付契約の解除を申し出たとき

＊貸付契約を解除したときは、貸付金は返還となります。

⑵貸付の休止

保育補助者が、疾病その他の理由により休職する場合は、貸付を休止します。

＊１年以内に復職できない場合は、契約を解除する場合があります。

＊この間に、新たな保育補助者を任用した場合、引き続き貸付を受けられる場合があります。

⑶対象保育補助者の退職等に係る手続き

対象の保育補助者が退職もしくは心身の故障等により勤務継続の見込みがなくなった場合、対象保育補助者の退職日の翌月から３か月以内に新しい保育補助者を雇用した場合は引き続き貸付を受けられる場合があります。

期日までに新たな保育補助者を任用できない場合や、新たに任用した者が保育士資格を取得することが困難と判断される場合は、貸付契約は解除となります。

≪例≫：令和３年９月１５日付けで退職した場合には、令和３年１２月３１日までに新しい保育補助者を雇用する必要があります。

(4)連帯保証人の変更等

貸付期間中に連帯保証人が欠けたとき、又はその適正を失ったとき（破産手続開始等）は、速やかに新たな連帯保証人を設定するか、連帯保証人を変更する必要があります。

適正な連帯保証人が設定できないときは、貸付契約を解除する場合があります。

(5)貸付金の返還

次の場合、貸付金は返還となります。

①貸付契約を解除したとき

②保育補助者が業務に従事しなかったとき

③貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得できなかったとき、又は貸付終了後１年以内に保育士資格を取得することが見込めないとき

(6)返還の一部免除

保育補助者が１年以上保育の補助等の業務に従事したときは、申請により返還額の一部を免除することができます。

＜一部免除の計算式＞

免除額＝貸付を受けた金額×{就業した月数／（貸付月数×４／３）}

＊（貸付月数×４／３）が２４に満たない場合は２４とする

＊（就業した月数／（貸付月数×４／３）が１を超えるときは１とする

(7)その他

変更事項の届出や各種申請手続きについては、次項の「手続一覧」により、速やかに関係書類を提出してください。

※住所や氏名を変更した場合は、速やかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出するとともに、道社協まで連絡してください。

特に、貸付中は保育補助者雇上費の振込みができなくなる場合がありますのでご注意ください。

【問合せ先】

北海道社会福祉協議会　生活支援部　生活支援課

〒０６０－０００２

札幌市中央区北２条西７丁目（かでる２・７　３階）

電話０１１－２４１－３９８１　/　０１１－２４１－３７６５

5　手続一覧

事　項	提出書類	様式
資金の貸付を受けようとする時	①保育補助者雇上費貸付申請書 ②住民票（借受希望者、連帯保証人） 　＊マイナンバー省略のこと ③登記事項証明書（法人の場合） ④保育補助者が保育士資格取得を目指すことが確認できる書類（誓約書等） ⑤子育て支援研修等の修了証（写）、若しくは研修計画 ⑥勤務環境改善計画書 ⑥雇用契約書もしくは辞令（勤務開始日、週の勤務時間、月の勤務日数が分かるもの） ⑦申請金額(人件費等)がわかる内訳書	第１号 － － － － － － －
＊２人以上の保育補助者を雇上げる場合	上記に加え、 ４月１日に常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が２割以上となることが確認できる書類	－
貸付決定を受けた時	①借用証書（申請者が収入印紙を貼付） ②印鑑登録証明書（借受者、連帯保証人） ③振込口座届出書（決定通知に添付）	第２号 －
新たに連帯保証人を立てる時	①連帯保証人契約書 ②住民票及び印鑑登録証明書	第３号１ －
連帯保証人を変更する時	①連帯保証人変更届 ②住民票及び印鑑登録証明書	第３号２ －
借受者又は連帯保証人の住所又は氏名を変更した時	①氏名（住所）変更届 ＊法人名の変更の際は登記簿謄本 　氏名の変更の際は戸籍抄本を添付	第４号
貸付を受けることを辞退する時	①辞退届	第５号
保育補助者が休職(復職)した時	①休職（復職）届	第６号
対象施設を廃止（休止）した時	①施設廃止（休止）届 ＊状況に応じて、辞退届、返還明細書、減免申請書等を提出すること	第７号

事　項	提出書類	様式
保育補助者が氏名を変更した時	①保育補助者氏名変更届	第８号
保育補助者が退職した時	①保育補助者退職届	第９号
新たに保育補助者を任用した時	①保育補助者任用届	第 10 号
保育補助者が保育士資格を取得した時	①保育士資格取得届 ②保育士登録証（写）	第 11 号 －
貸付終了後１年以内に保育士資格を取得することが見込まれる時	①保育士資格取得届 ＊保育士資格試験(学科)の合格が判る書類、特例保育士資格の受講証、養成施設卒業見込書などを添付	第 11 号
業務上の事由による死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった時	①業務継続不能等届 ＊その事実を確認できる書類を添付	第 12 号
貸付金を返還する時 ・契約を解除した時 ・保育補助者が業務に従事しなかった時 ・保育補助者が保育士資格を取得できなかった時 ・返還債務の一部を免除された時など	①返還明細書 ＊返還期間は、貸付期間の２倍まで	第 13 号
返還方法を変更する時	①返還方法変更申請書 ＊返還期間は、貸付期間の２倍まで	第 14 号
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行猶予を希望するとき	①返還債務の履行猶予申請書 ＊申請理由を確認できる書類を添付	第 15 号
返還金の減免を申請する時 ＊保育補助者が１年以上業務に従事した時	①返還金減免申請書 ＊申請理由を確認できる書類を添付	第 16 号

６　各種様式

貸付申請時	別記第１号様式	保育補助者雇上費貸付申請書
貸付決定時	別記第２号様式	保育補助者雇上費借用証書
変更事項が生じた時	別記第３号様式の１ 別記第３号様式の２ 別記第４号様式 別記第５号様式	保育補助者雇上費連帯保証人契約書 保育補助者雇上費連帯保証人変更届 保育補助者雇上費貸付氏名（住所）変更届 保育補助者雇上費貸付辞退届
保育補助者等の業務関係	別記第６号様式 別記第７号様式 別記第８号様式 別記第９号様式 別記第１０号様式 別記第１１号様式 別記第１２号様式	保育補助者休職（復職）届 保育補助者雇上費貸付施設廃止（休止）届 保育補助者氏名変更届 保育補助者退職届 保育補助者任用届 保育士資格取得届 保育補助者雇上費貸付業務継続不能等届
返還関係	別記第１３号様式 別記第１４号様式 別記第１５号様式 別記第１６号様式	保育補助者雇上費返還明細書 保育補助者雇上費返還方法変更申請書 保育補助者雇上費返還債務の履行猶予申請書 保育補助者雇上費返還金減免申請書

各様式はコピーしてご利用ください

別記第１号様式（第１関係）

保育補助者雇上費貸付申請書

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

借受希望者	フリガナ		
	法人名 （又は施設･事業者） 及び代表者名	㊞	
	設立年月日日	年　　月　　日	
	住所	〒　　－ 電話　　－　　－	
連帯保証人	フリガナ		借受希望者との関係
	氏名	㊞	
	生年月日	年　　月　　日生　（　　歳）	
	連絡先	〒　　－ 自宅　　－　　－ 携帯　　－　　－	
	債務額	・な　し ・あ　り	※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。
対象施設	フリガナ		
	名称		
	認可年月日	年　　月　　日	
	所在地	〒　　－ 電話　　－　　－	
保育補助者①	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年　　月　　日生　（　　歳）	
	住所	〒　　－ 電話　　－　　－	
	勤務開始年月日	年　　月　　日	
	保育士資格取得見込年	年	
	研修受講（見込）年	年	

<table>
<tr><td rowspan="8">保育補助者②</td><td>フリガナ</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日生　（　　歳）</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>〒　　－

電話　　－　　－</td></tr>
<tr><td>勤務開始年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>保育士資格取得見込年</td><td>年</td></tr>
<tr><td>研修受講（見込）年</td><td>年</td></tr>
<tr><td colspan="2">借受希望理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">借受希望
期間・金額</td><td>年　　月　から　　年　　月　まで
（月額　　円）　×　　箇月分
計　　円</td></tr>
</table>

別記第２号様式（第２関係）

保育補助者雇上費借用証書

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

借用金額		円
内訳	月額	借用期間　　年　　月　から　　年　　月　までの　　箇月

保育補助者雇上費として上記金額を借用いたしました。

ついては、保育士確保対策事業実施要綱及び保育士確保対策事業運営要領、本借用証書記載の厳守事項を誠実に守り、貴会の指示に従って、相違なく返還いたします。

年　　月　　日

借　受　者　　住　　所

法 人 名

氏　　名　　㊞

上記について借受者と連帯して期日までに相違なく返還いたします。

連帯保証人　　住　　所

氏　　名　　㊞

貸付コード		借受者氏名	

【厳守事項】

借受者及び連帯保証人は次の事項を厳守しなければならない。

１　定められた返還方法により、返還すべき日までに返還金を本会へ支払わなければならない。

２　保育補助者雇上費貸付実施細則に基づき、本会へ届出を必要とする事実が発生した場合は、速やかに所定様式によって届出を行わなければならない。

３　本会は借受者または連帯保証人が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの契約を解除し、送金を停止するものとする。

（１）保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として道が認めることが著しく困難であるとき。

（２）保育補助者雇上費の貸付けを受けることを辞退したとき。

（３）保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として道が認めることが著しく困難であるとき。

（４）保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として道が認めることが著しく困難であるとき。

（５）虚偽の申請その他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

（６）本会が借受者または連帯保証人の破産手続開始等により適正な債権管理ができないと判断したとき。

（７）保育補助者雇上費の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（８）保育補助者雇上費貸付実施細則により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないとき。

４　借受者または連帯保証人が返還金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３％の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

５　本会と借受者または連帯保証人との間で調停または訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

別記第３号様式の１（第３関係）

保育補助者雇上費連帯保証人契約書

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

私は下記の保育補助者雇上費の返済について連帯保証します。

記

１．借受者（法人名、氏名）

（住所：　　）

（設立年月日又は生年月日：　　年　　月　　日）

２．借用金額　　円

３．返還残額　　元　　金　　円

延滞利子　　円

（　　年　　月　　日現在）

住　　所

氏　　名　　㊞

生年月日　　年　　月　　日

借受者との関係

※本契約書を提出する際は、住民票及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

別記第３号様式の２（第３関係）

保育補助者雇上費連帯保証人変更届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

〒

借受者　住　　所

法 人 名

氏　　名　　㊞

（電話番号　　―　　―　　）

次のとおり連帯保証人を変更したいので届け出ます。

新たな連帯保証人	本　　籍	
	住　　所	〒 （電話番号　　）
	氏　　名	
	生　年　月　日	年　　月　　日生
	職　　業	
	借受者との関係	
従前の連帯保証人	本　　籍	
	住　　所	〒 （電話番号　　）
	氏　　名	
	生　年　月　日	年　　月　　日生
	職　　業	
	借受者との関係	
変　更　の　理　由		

上記借受者に係る保育士確保対策事業実施要綱の規定により貸付された保育補助者雇上費について、一切の債務を連帯して保証します。

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

連帯保証人氏名　　㊞

別記第４号様式（第４関係）

保育補助者雇上費貸付氏名（住所）変更届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

〒

借受者　住　　所

（電話番号　　―　　―　　）

法 人 名

氏　　名　　㊞

次のとおり借受者（連帯保証人）の氏名（住所）を変更したので届け出ます。

〒

変更前　法人名又は氏名（住所）

〒

変更後　法人名又は氏名（住所）

注　法人名の変更に係る場合は、登記簿謄本、
　　氏名の変更に係る場合は、戸籍抄本を添付すること。

別記第５号様式（第４関係）

保育補助者雇上費貸付辞退届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

保育補助者雇上費の貸付の決定を受けた者

住　　所

（電話番号　　―　　―　　）

法 人 名

氏　　名　　㊞

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱による保育補助者雇上費の貸付を辞退したいので、届け出ます。

１　辞退する時期　　年　　月　　日

貸付決定金額	円
貸付決定期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで （　　箇月分）

２　辞退理由

別記第６号様式（第４関係）

保育補助者休職（復職）届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

保育補助者雇上費の貸付の決定を受けた者

住　　所

（電話番号　　―　　―　　）

法 人 名

氏　　名　　㊞

次のとおり保育補助者が休職した（復職した）ので届け出ます。

１　保育補助者名

２　休職期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　休職理由

４　復職日

年　　月　　日

別記第７号様式（第４関係）

保育補助者雇上費貸付施設廃止（休止）届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

保育補助者雇上費の貸付の決定を受けた者

住　　所

（電話番号　　―　　―　　）

法 人 名

氏　　名　　㊞

次のとおり対象施設を廃止した（休止した）ので届け出ます。

１　対象施設名

２　廃止日

年　　月　　日

３　休止期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　廃止（休止）理由

別記第８号様式（第４関係）

保育補助者氏名変更届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

保育補助者雇上費の貸付の決定を受けた者

住　　所

（電話番号　　―　　―　　）

法 人 名

氏　　名　　㊞

次のとおり保育補助者の氏名が変更したので届け出ます。

変更前　　氏　名

変更後　　氏　名

別記第９号様式（第４関係）

保育補助者退職届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

保育補助者雇上費の貸付の決定を受けた者

住　　所

（電話番号　　―　　―　　）

法 人 名

氏　　名　　㊞

次のとおり保育補助者が退職したので届け出ます。

１　保育補助者名

２　退職日

年　　月　　日

３　退職理由

別記第10号様式（第４関係）

保育補助者任用届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

保育補助者雇上費の貸付の決定を受けた者

住　　所

（電話番号　　―　　―　　）

法 人 名

氏　　名　　㊞

次のとおり保育補助者を新たに任用したので届け出ます。

１　保育補助者名

氏名　　（生年月日　　年　　月　　日）

住所

２　任用日

年　　月　　日

※保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類及び保育補助者が受講した子育て支援員研修又は家庭的保育者等研修の修了証の写し（勤務開始後、受講する場合は研修計画）を添付すること。

別記第11号様式（第４関係）

保育士資格取得届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

保育補助者雇上費の貸付の決定を受けた者

住　　所

（電話番号　　―　　―　　）

法 人 名

氏　　名　　㊞

次のとおり保育補助者が保育士資格を取得した（取得が見込まれる）ので届け出ます。

１　保育補助者名

２　資格取得日

年　　月　　日

３　資格取得が見込まれる理由

※保育士登録証の写しを添付すること。

別記第12号様式（第４関係）

保育補助者雇上費貸付業務継続不能等届

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

〒

届出義務者　住　　所

法 人 名

氏　　名　　㊞

（電話番号　　―　　―　　）

次のとおり保育補助者が保育士確保対策事業実施要綱第８の（２）②に該当したので、届け出ます。

１　借受者

氏名　　（生年月日　　年　　月　　日）

住所

２　保育補助者

氏名　　（生年月日　　年　　月　　日）

住所

３　該当した年月日

年　　月　　日

４　原　因

注　保育補助者が保育の補助等に従事している期間中に、当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったときは、その事実を確認できる書類を添付すること。

別記第13号様式（第５関係）

保育補助者雇上費返還明細書

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

〒

借受者　住　　所

法 人 名

氏　　名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

次のとおり保育補助者雇上費を返還したいので、次のとおり提出します。

借用金額	年　月　日から　月額　円 年　月　日まで　箇月分　計　円
返還期間	年　月　日から 年　月　日まで　年　月間
１回の 払込金額	
備　考	

別記第14号様式（第５関係）

保育補助者雇上費返還方法変更申請書

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

〒

借受者　住　　所

法 人 名

氏　　名　　㊞

（電話番号　　―　　―　　）

次のとおり保育補助者雇上費の返還方法を変更したいので、申請します。

未返還額		金　　円
返還期間	新	年　月　日から 年　月　日まで　　年　月間
	旧	年　月　日から 年　月　日まで　　年　月間
１回の払込金額	新	
	旧	
変更の理由		

別記第15号様式（第６関係）

保育補助者雇上費返還債務の履行猶予申請書

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

〒

借受者　住　　所

法 人 名

氏　　名　　㊞

（電話番号　　―　　―　　）

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱第１０の規定による返還の債務の履行の猶予を、関係書類を添えて申請します。

１　未 返 還 額　　金　　円

２　猶 予 期 間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

３　申請の理由

４　添 付 書 類（申請の理由を確認できる書類）

別記第16号様式（第７関係）

保育補助者雇上費返還金減免申請書

年　　月　　日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長　様

〒

借受者　住　　所

法 人 名

氏　　名　　㊞

（電話番号　　―　　―　　）

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱第１１の規定による返還金の減免を、関係書類を添えて申請します。

１　借　受　者　氏　名

２　借　　用　　金　　額　　円

３　返　　還　　額　　円

４　減　免　申　請　額　　円

５　申　請　の　理　由

６　添　　付　　書　　類　（申請理由を確認できる書類）

北海道
保育補助者雇上費
貸付の手引き

【令和３年４月発行】
〒060-0002
札幌市中央区北２条西７丁目１　かでる２・７　３階
北海道社会福祉協議会　生活支援部　生活支援課
電話 011-241-3981　　011-241-3765
HP：www.dosyakyo.or.jp